

富士宮市竹破碎機貸出事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の放置竹林の拡大抑制並びに森林の整備及び保全を推進するため、市が所有する竹破碎機の貸出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出範囲)

第2条 市内にある放置竹林の拡大抑制並びに森林の整備及び保全を行う個人及び団体等で営利を目的としない者（以下「借受者」という。）に限り、竹破碎機の貸出を受けることができる。

(貸出手続)

第3条 借受者が竹破碎機を借用しようとするときは、竹破碎機借用申請書（第1号様式）を借用しようとする日の10日前までに市長に提出しなければならない。休業日に重複する場合はその前日とする。

(貸出期間)

第4条 竹破碎機の貸出期間は、1回に7日間を限度とし、貸出は同一年度に2回までとする。

2 竹破碎機の貸出及び返却時間は、金曜日から木曜日までの午前9時から午後4時までの間とする。ただし、市長が竹破碎機の貸出管理を委託した場合、その受託者の休業日は除くものとする。

(使用料)

第5条 竹破碎機の使用料は、無償とする。

(費用負担)

第6条 竹破碎機の運搬及び稼働に要する一切の費用は、借受者の負担とする。

(竹破碎機の使用及び管理)

第7条 借受者は、貸出期間中の竹破碎機の使用及び管理について、注意義務を怠らずに適正に行わなければならない。

(借受者の禁止事項)

第8条 借受者は、竹破碎機の使用にあたり、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 市が実施する操作説明会を受講した者以外の者の機械操作及び破砕作業（ただし、補助作業を除く）。
- (2) 竹破砕機（附属品等を含む）の譲渡、処分又は転貸。
- (3) 市外の竹林等での使用。ただし、使用場所が一団の土地であって、市内の放置竹林の拡大抑制並びに森林の整備及び保全を目的に使用する場合は、この限りでない。
- (4) 作業中に発生する作動音や振動及び破砕物の散乱等が周辺住環境に影響を及ぼす恐れのある場所や時間帯での使用。
- (5) 機械の能力を超えた使用。
- (6) 竹又は樹木の破砕以外の使用。
- (7) 異音や異臭及び不自然な可動等の異常が発生した時の使用。
- (8) ゴーグル、保護手袋、保護服等を着用するなどの安全を怠る使用。

（返却）

第9条 借受者は、竹破砕機を返却しようとするときは、返却及び完了届（第1号様式）を提出し、担当職員の確認を受け、指定する場所に返却しなければならない。

2 市長は、借受者が次のいずれかに該当するときは、竹破砕機を返却させることができる。

- (1) この要領に定める事項に違反したとき。
- (2) 竹破砕機の維持管理上、支障があると認めたとき。
- (3) その他市長が返却させる必要があると認めたとき。
- (4) 竹破砕機の使用実態がなく、放置された状態が認められたとき。

（事故の届出）

第10条 借受者は、竹破砕機の毀損又は亡失、第三者に損害を与える等の事故が発生したときは、直ちに竹破砕機使用事故報告書（第2号様式）により市長に報告しなければならない。

（弁償等）

第11条 借受者は、前条の事故が発生したときは、市長の指示に従い、

これを弁償しなければならない。

- 2 借受者は、竹破碎機を使用し、又は運搬する際に、第三者に損害を与えた場合は、全て借受者の負担及び責任においてこれを処理するものとする。借受者及びその構成員等に損害が発生した場合も同様とする。

(貸出台帳の管理)

- 第12条 市長は、竹破碎機貸出台帳（第3号様式）により貸出状況を管理するものとする。

(その他)

- 第13条 この要領に定めるもののほか、竹破碎機の貸出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日以降の受付から適用する。